

在外公館名称位置給与法の一部を改正する法案

1. 在ベナン日本国大使館の位置を変更し、在コタキナバル日本国総領事館を廃止する。
2. 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定し、外務公務員の研修員手当の号を追加する。

在外公館の名称及び位置関係

- ①在ベナン日本国大使館の位置を変更する。
- ②在コタキナバル日本国総領事館を廃止する。

大使館位置変更及び総領事館廃止箇所



給与関係

- ①在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- ②外務公務員の研修員手当の号を追加する。

施行日：平成22年4月1日（日切れ扱い）

※在コタキナバル総の廃止に関する施行は、別途政令で定める。